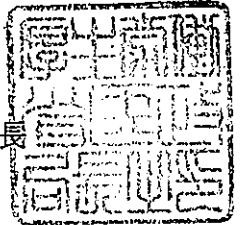




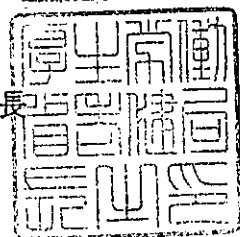
医政発0330第13号  
老発0330第2号  
平成24年3月30日

各 都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省老健局長



「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」  
の一部改正について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号）」が施行されることに伴い、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成19年5月31日医政発第0531003号・老発第0531001号）」の一部を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい

○ 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成十九年五・三一 医政発〇五三〇〇三・老発〇五三〇〇一 各都道府県知事宛 厚生労働省医政・老健局長連名通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
<p>一 介護老人保健施設等の範囲について            介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。</p>	<p>一 介護老人保健施設等の範囲について            介護老人保健施設等とは、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所、短期入所生活介護事業所、高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。</p>